

税条約を締結いたしますと、財政的に苦しい国のほうが損をするのではないかという話があるわけになります。そんなような関係で条約が進まない場合があるわけでございます。そういうような意味から、私どもの条約の中には、いわゆる私どもはタックス・スペアリングと言っておりますが、租税節約条項というものを置いております。

これはどういうことかと申しますと、二重課税防止の意味で、相手国が税率を引き下げるとき自動的に他の相手国との税率がふえるということを回避する意味におきまして、税金を引き下げまして、それは引き下げたものと見ないで従来どおり課税したものと見るというようなことをしておるのでございます。ブラジルでは、アマゾン地域あるいはブラジル国内の北東地域内に、国内税法によって免税になりましたのが、逆にその免税額が日本の税額によって取り返されるとのことでは、向こうの免税の趣旨が達せられないということで、こんな場合には、ブラジルの免税額は免税なかりしものといたしますて、普通の税率を納めたものと見ると。したがいまして、その関係は、日本の企業がブラジルに進出したものとみなしますので、その恩典は企業に直接行くと、こんな関係になるわけでございます。

こんなようなことは、すでに私どもが条約を締結いたしておりますインド、パキスタン等の条約にすでにあるところでございます。

しかし、今回のブラジルとの条約の特色は、な
お、条約上相互に税率を軽減していくこうということが行なわれておりますが、この条約上の軽減に對しましても、国内税法の措置と同様に、タック

ス・スペアリングを勧かせる、こういうことになります。配当、利子、ロイアルティーにつきましては、資本の交流を円滑にする意味においておきまして、おのおの税率を一〇%に引き下げるござりますが、これを一〇%に引き下げます。その差額の一五%は日本政府の歳入になるのじゃなくて、企業がそのまま利益となるようなスペアリングを勧かせるという関係をいたしております。これが第一の特色でございます。条約上のスペアリングを設けましたのは、このブラジルとの条約が初めてのことです。

第二の特色は、先ほど申し上げました条約上の軽減税率を設けております範囲に特色がございます。ブラジルは、御案内のように、非常にこれから発展する国でございますが、そのためには種々の税制上の措置も講じております。ほしいのは外国資本である。しかも外国資本でも国内の産業の開発に役立つ資本である、こういった考え方でござります。したがいまして、配当につきましても、利子につきましても、ロイアルティーにつきましても、軽減税率は設けますけれども、その範囲は、ブラジルの国内産業の開発に役立つものといった観点から、その範囲をしぼってござります。つまり、配当で申し上げますと、一般的な条約では、配当は全般的に軽減税率を設けますが、ブラジルとの間ではそういったことは必要ない。主として行なわれるは親子会社間の配当。日本の企業が向こうに子会社をつくりまして開発する場合、子会社を設けまして親会社に配当する場合の配当でいいではないか、こういった考え方でございます。利子につきましても、一般的な利子ではなくて、金融機関がブラジル国内の産業開発のための貸し付けの利子、あるいは公社債の利子、こういったものに限定してございます。それからロイアルティーにいたしましても、普通の条約ならばロイアルティーの範囲の中には、映画フィルムあるいは商標権といったものもロイアルティー

以上の範囲中にいるのでございますが、軽減税率を設ける対象といたしましては、先ほど申し上げましたブラジルの産業開発の見地という点を加味いたしまして、映画フィルムのロイアルティーあるいは商標権といふものはこの軽減税率の対象としてのロイアルティーからはずしておる。これは他の条約にない点でござります。

以上がこの法律案と不可欠の、うらはらをなしておりますところのブラジルとの二重課税防止の条約の大ざっぱな内容でござります。

この法律のほうは、もう御案内のように、いま御説明申し上げました條約を実施するための非常法に技術的な法律でございます。若干内容を補足いたしまして御説明申し上げます。

まず第一条でございますが、これはもう当然趣旨を規定してござりますので、いまさら御説明することはありません。

第二条は、先ほど申し上げました配当、利子、使用料——ロイアルティーと云つておりますが、源泉徴収にかかる所徴税の税率をわが国のはうで一〇%に下げたものでござります。條約におきましては、「十パーセントをこえないものとする。」ということになつてますので、このこえない程度をどこに持っていくかということが国内法にゆだねられておりますが、他の條約等はいずれもそういった場合には一〇%ということにしておりますので、これは一〇%にいたしております。これはブラジル企業あるいはブラジルの投資家が日本に投資した場合のこととござりますので、適用はむしろ少ない。むしろ私どもの企業あるいは投資家がブラジルに投資するほうが多いかと思ひますが、けれども、条約のたてまえといたしましても、相互に軽減税率だけを設けておこうと、こういう意味でござります。

第三条は、源泉徴収で済むだけの場合でないところのいわゆる総合課税を受ける場合にもやはり同様に一〇%に軽減していこうとしているものでござります。いかなる場合に総合課税を受けるかと申しますと、ブラジルの企業がすでにわが国に

支店を持つているような場合でござります。そういった場合には別に、産業上の利得のほかに、配当、利子、ロイヤルティー等を持っておりますと、その産業上の利得と合算いたしまして総合課税を受けることになりますが、その場合でも単独の投資の場合と同様に一〇%の軽減税率を設けている、こういった趣旨でございます。

第四条は、これも非常に技術的な規定でござりますが、条約におきまして双方居住者という用語がございます。ブラジルの税法と日本の税法、どこの国の税法も同じでござりますけれども、居住者の定義が違っております。したがいまして、国籍と同じような関係で二重居住者という場合が出来まいります。そういたしますと、条約の適用はどうなるか非常な疑問が出てまいりますので、そういった場合には双方の税務官厅の間の協議で、相互に一つの、どちらかの居住者にきめてしまおう、こういうことになつてますが、そういうふうな協議がとのいまして、一方の国の居住者になつたという場合には、他のほうでは非居住者に見ようど、こういう規定でございます。

第五条は、そういった居住者ということがきめられた場合に、やはり地方税にも影響しますので、あらかじめ自治大臣に協議する必要があるという定めでござります。

第六条は、実施規定でございますので、これはこまかい申告とかといった手続を省令で定めることにいたしております。

なお、附則において、「この法律は、条約の効力発生の日から施行する。」ということになつています。提案ではいつものように、条約の効力発生と申しますのは、批准書交換の日から三十日目からというふうになつてます。今回の国会で御承認をいただき、批准書交換いたしますと、いまと申しますように、ことしぐらいから――批准書交換ができますれば、ことしから実施することもできるかと思つております。

以上、簡単でございますが、この法律の補足説明並びにその前提となつております条約の大要で

録免許税法(昭和四十二年法律第号)」に改める。

第五章の章名中「登録税法」を「登録免許税法」に改める。

第七十四条の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条中「その所有権の取得の登記の登録税の額は、」を「当該家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより」に改め、「以下」を削り、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該家屋の価格の」を削り、同条を第七十三条とする。

第七十三条を削る。

第七十五條の見出し中「貸付」を「貸付け」に、「取得の」を「の設定」に改め、同条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額を」を担保するために受ける当該家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率に、「登録税法第二条第一項第十一号」を「登録免許税法第九条」に改め、「債権金額の」を削り、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に、「の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額を」を担保するために受ける当該家屋を目的とする抵当

権の設定の登記に係る登録免許税の税率」に改め、「又は増築」を削り、「登録税法第二条第一項第十号」を「登録免許税法第九条」に改め、「債権額の」を削り、同条を第七十四条とする。
第七十五条の二の見出し中「土地等の取得登記」を「土地の所有権の移転登記等」に改め、同条第一項中「取得の」を「移転の」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、同条第二項中「土地又は」を「土地の所有権又は」に、「取得の登記に」を「移転又は設定の登記に」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、ただし書を削り、同条を第七十五条とする。

第七十六条を次のように改める。

(国有農地等の所有権の移転登記等の免稅)
第七十六条 農地法第三十六条、第六十一条、第六十九条、第七十条又は第八十条第二項の規定により國から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、当該登記については、登録免許税を課さない。

2 前項の規定は、農地法第八十条第二項の規定により國から土地の売渡しを受けた者が同項に規定する一般承継人である場合には、適用しない。この場合には、前項に規定する所有権の移転の登記を相続若しくは法人の合併又は贈与による所有権の移転の登記とみなして、登録免許税法の規定を適用する。

第七十六条の二の見出し中「取得の登記」を「の移転登記等」に改め、同条中「取得の登記」を「移転又は設定の登記」とし、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第二号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該農地又は採草放牧地

の価格」及び「に相当する金額」を削り、た
だし書を削る。

削る。

第七十七条の三の見出し中「取得の登記」を削る。
「の移転登記等」に改め、同条中「取得の登記」を
の登録税の額」を「移転又は設定の登記に係る
登録免許税の税率」に、「取得後」を「出資を
受けた日以後」に、「登録税法第二条第一項第
三号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に
改め、「当該土地の価格の」を削り、ただし書
を削る。
第七十七条の四中「の登録税の額は、登録税
法第二条第一項第四号」を「に係る登録免許税
の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「当
該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削
定登記の免稅）
第七十七条の六 農業、林業又は漁業を営む者
(以下この条において「農林漁業者」という。)
が疾病、負傷、災害その他これらに準ずる事

実が生じたことにより、財産の状況が著しく不良となりその事業を継続することが困難となつた場合において、農林中央金庫又は農業協同組合法(昭和二十一年法律第二百三十一号)第十条第一項第一号に掲げる事業を行なう農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、当該農林漁業者又はその者の加入する農業協同組合その他のの政令で定める団体に対し、当該農林漁業者の事業の継続につき必要な債務の弁済に充てるための資金の貸付け(当該貸付けの期間、利率その他の要項が政令で定める条件に該当するものに限る。)をしたときは、当該貸付けに係る債権を担保するためには、受ける抵当権の設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該貸付けの日以後一年以内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

実が生じたことにより、財産の状況が著しく不良となりその事業を継続することが困難となつた場合において、農林中央金庫又は農業協同組合法(昭和二十一年法律第二百三十一号)第十条第一項第一号に掲げる事業を行なう農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、当該農林漁業者又はその者の加入する農業協同組合その他の政令で定める団体に対し、当該農林漁業者の事業の継続につき必要な償済の弁済に充てるための資金の貸付け(当該貸付けの期間、利率その他の事項が政令で定める条件に該当するものに限る。)をしたときは、当該貸付けに係る債権を担保するため受けける抵当権の設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該貸付けの日以後一年以内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第七十八条の二の見出し中「取得又は保存の登記を「移転登記等」に改め、同条中「よる所有権の取得」を「より取得した林野の所有権の移転の登記」に改め、「ためにする」の下に「林野の登記」に改め、「ためにする」の下に「登録免許税」を「登録免許税」に改め、「登録税」を「登録免許税」に改め。

第七十八条の二の見出し中「取得登記」を「所有権の移転登記等」に改め、同条中「登記」を「移転登記等」に改め、同条中「登記に」に、「の登録税の額は、登録税法第二条第三号及び第六号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、ただし書を削る。

第七十八条の三の見出し中「取得登記」を「所有権の移転登記」に改め、同条中「取得の登記を「移転の登記」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。

第七十九条第一項中「の登録税の額は、登録税法第三条第一項第五号」を「に係る登録免許税の額は、登録税法第三条第一項第五号」に改め、「当該土地の価格の」を削る。

第二十四條の二

十一 連合国財産の返還等に関する政令（昭和

三
五

- 1 附 則
この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

2 登録免許税法別表第一の第一二三号の(三)

(十三)、(十六)及び(十七)、第三十一号、第四十三号から第四十六号まで並びに第四十八号に掲げる登録又は免許(以下「登録等」という。)の申請書を同法の公布の日前に当該登録等の事務を

つかさどる官署(以下「登録官署等」という。)に提出した者が昭和四十二年十一月三十一日までに当該申請書に係る登録等を受ける場合における当該登録等に係る手数料については、なお従前の例による。

3
登録等の申請書を登録免許税法の公布の日から昭和四十二年七月三十一日までの間に登録官署等に提出した者が同日後に当該申請書に係る登録等を受ける場合又は登録等の申請書を同法の公布の日前に登録官署等に提出した者が昭和四十三年一月一日以後に当該申請書に係る登録等を受ける場合において、当該登録等の申請に際し当該登録等に係る手数料を納付しているときは、当該納付した手数料の額は、登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の一部として納付したものとみなす。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

第九三四号 昭和四十二年四月十九日受理
燃料関係税の増税等反対に關する請願

所芳藏外三十名
紹介議員 平井 太郎君

昭和四十二年五月十二日印刷

昭和四十二年五月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局